

万崎建替公営住宅第二期建設工事

仕 様 書

工 事 名 称	表題のとおり
工 事 場 所	堺市西区草部1018番地1
完 成 期 限	令和9年12月15日
建 築 構 造	
工事概要	住宅建設工事
	住宅建設 鉄筋コンクリート造地上8階建 工事対象延べ面積 8,345.06m <sup>2</sup>
	昇降機設備工事
<p>本工事は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号。(以下「法」という。))に基づく保険への加入又は保証金の供託が義務付けられた工事である。</p> <p>受注者は、法第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、保険法人の名称、保険金額、保険期間を、また、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、供託所の所在地及び名称、建設瑕疵負担割合(共同企業体の場合)を記載した書面を、契約時、発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、法に基づく資力確保措置のための費用については、当該工事費の積算において一般管理費等に計上している。</p>	

業者各位

## 解体等工事の際における石綿飛散防止について（お知らせ）

石綿を含有する建築材料を含む建築物や工作物の解体・改造・補修の作業をする際には、大気汚染防止法（以下、「法」）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」）に基づき、作業実施届の提出や飛散防止対策の実施が必要です。

本市の取扱いについては、下記のとおり、お知らせします。

### 記

#### 1 事前調査書類の作成

- (1) 受注者は発注者に対し、事前調査書面を交付して事前調査結果を説明しなければなりません。
- (2) 事前調査結果の説明は、解体等工事の開始までに行う必要があります。  
さらに、石綿に関する事前調査の結果について、敷地内の公衆の見やすい場所に掲示を行う必要があります。

#### 2 法及び条例に基づく届出

次の作業を行う場合には、発注者は作業開始の14日前までに届出が必要です。

- (1) 特定粉じん排出等作業… 全ての特定工事が対象
- (2) 石綿排出等作業… 石綿含有仕上塗材の使用面積 1,000m<sup>2</sup>以上が対象  
石綿含有成形板等の使用面積の合計 1,000m<sup>2</sup>以上が対象

#### 3 設計変更について

- (1) 当初の工事請負契約に含まれない石綿を含む石綿含有建築材料の除去等が発生した場合には、請負金額変更の対象と致します。

#### 【参考】

- ・ 特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う工事をいう。
- ・ 特定粉じん排出等作業及び石綿排出等作業については、下記の大阪府ホームページをご覧ください。

○大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に関するアスベスト飛散防止規制」

(URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/todokede.html>)

平成30年8月  
堺市建築部

## 建設発生土の処理及び道路交通の安全対策について（お知らせ）

建設発生土の処理及び道路交通の安全対策について、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

### 記

1. 建設発生土の適正処理に向けた取組は、自然環境や生活環境を保全していく上で非常に重要であることから、堺市では、建設発生土における適正処理に向けた取組の一層の徹底を図るため、建設工事で不要となる土砂は、これまでの構外搬出適切処理（自由処分）を取りやめ、構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設※）とする。
2. 道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナーの向上を図るため、予定価格が6,000万円以上の工事においては、別紙のとおり工事用車両幕を取り付けることとする。

#### ※ 建設発生土における再資源化施設の定義

「再資源化施設」とは、建設発生土を資材又は原材料として販売（建設発生土をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする施設

## 道路交通の安全対策

道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など）の向上を図るため、10t級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）に下記の通り工事用車両幕を作成し取り付けること。

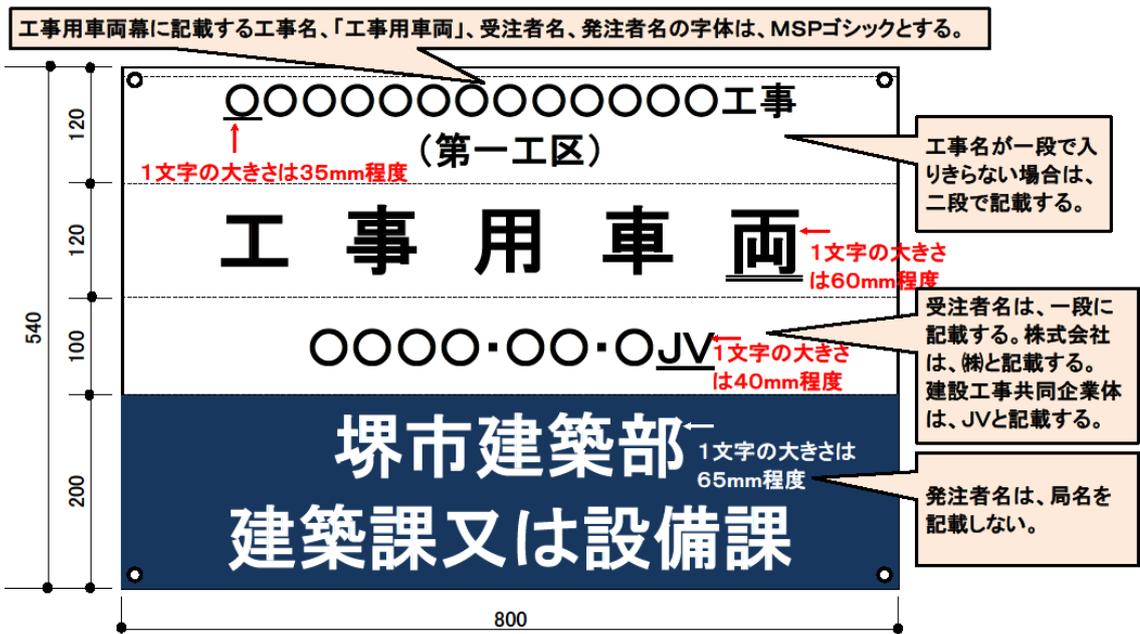
なお、工事用車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。

## 産業廃棄物の搬出について

産業廃棄物の搬出先を決定する際に、本市と事前に搬出経路、搬出台数等についての協議を行い、決定すること。

### 【工事用車両幕の仕様】

- ・寸法：縦540mm×横800mm程度
- ・材質：ターポリン
- ・表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名
- ・装着枚数：1枚
- ・装着場所：ダンプトラックの前面
- ・取付方法：工事用車両幕の四隅とダンプトラックの4カ所を紐で結ぶ
- ・その他：工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける



# 暴力団等の排除について

## 1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。

## 2 下請契約等の締結について

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

## 3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。  
また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。  
ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

## 4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## ウィークリースタンスの推進について

令和6年度より建設業界においても、時間外労働規制が適用されたことを踏まえ、1週間における受発注者間相互のルール（スタンス）を目標として定めることで、計画的・効率的な工事および業務の履行による労働環境の改善を行い、成果品の品質確保・向上に努めることを目的として、下記のとおり、ウィークリースタンスの実施に取り組みます。

### 記

#### 1 ウィークリースタンスの取組内容

初回打合せにおいて以下の項目を受発注者間で確認、調整のうえ詳細な内容を設定し、受注者が「ウィークリースタンス推進チェックシート」を提出する事とする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等依頼をしない。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (6) 打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事・業務の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関との協議による休日又は夜間作業等により、取り組みが実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

#### 2 ウィークリースタンス推進チェックシート

様式：下記 URL の『ウィークリースタンス推進チェックシート』のとおり

URL：<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/doboku/gijutsukanri/weeklystance.html>

以上